

薬生食輸発0824第1号
平成29年8月24日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成29年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(タイ産中国ブロッコリー(カイラン)のジメトモルフ及びテブコナゾール、中国産ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)のプロフェノホス並びにポーランド産パセリのボスカリド)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第2号(最終改正:平成29年8月17日付け薬生食輸発0817第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時に実施した、タイ産生鮮中国ブロッコリー(カイラン)※、中国産冷凍ピーマン及びポーランド産パセリを使用してドイツで製造された乾燥パセリのモニタリング検査において、食品衛生法違反の事例があったことから、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、タイ産中国ブロッコリー(カイラン)、中国産ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)及びポーランド産パセリに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げ、食品衛生法違反の製造者、製造所、輸出者又は包装者に対して輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加しますので、御了知の上、関係業者等への周知方、よろしく申し上げます

※別名: チャイニーズケールと称される。

記

| 検査強化日 | 対象国・地域 | 対象品目 | 検査項目 | 製造者、製造所、輸出者及び包装者 |
|----------------|--------|---|---------------|---------------------------------------|
| 平成29年 8月24日 | タイ | 中国ブロッコリー(カイラン)及びその加工品(簡易な加工に限る。) | 残留農薬(ジメトモルフ) | HIROSHI OZEKI |
| | | | 残留農薬(テブコナゾール) | HIROSHI OZEKI |
| | 中国 | ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)及びその加工品(簡易な加工に限る。) | 残留農薬(プロフェノホス) | LAIYANG LONGTAO FOOD STUFFS CO., LTD. |
| | ポーランド | パセリ及びその加工品(簡易な加工に限る。) | 残留農薬(ボスカリド) | ALFRED GALKE GMBH (ドイツ) |